

# 2018年度 東京大学 前期 日本史

## 第1問 藤原京の歴史的意義

出題範囲	古代の政治史
難易度	★★★☆☆
所要時間	得意：15分　ふつう：18分　苦手：20分
傾向と対策	2018年度の第1問は、あたえられた指定語句をもとに藤原京の歴史的意義を考察する問題であった。例年と違う出題形式だったため、リード文がなく戸惑った受験生も多かったかもしれないが、設問をよく読み落ち着いて解答したい。あたえられた語句をどのように使うかがカギとなるので、「どのような変化」や「律令制の成立過程」といった設問の要求をヒントにしながらか解答を作成していきたい。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

難易度：★★★☆☆

#### 解答例

従来の天皇1代限りの大宮とは異なり、藤原京は3代の天皇の都となった。中国に倣った都城制のもと、政務や儀礼を行う大極殿・朝堂院が中央に置かれ、周囲には条坊制が取り入れられた京が設けられた。京に有力な王侯貴族が集住することで、官僚制の整備や政務の迅速化につながった。このように藤原京は中央集権的な体制を強く反映した都であり、律令制の確立を象徴するものであった。(179字)

#### 設問の要求

字数 6行以内(180字以内)

主題 従来の王宮と比較した藤原京における変化

## 律令制の成立過程における藤原京の歴史的意義

**条件** 指定語句を1度は用い、使用した語句には下線を引く

**解説**

—リード文からわかること—

1. 藤原京は、それまでの王宮と異なり、中国の都城に倣って営まれた。

—知識として知っておきたいこと—

1. 藤原京以前の王宮は天皇1代限りの大王宮だったが、藤原京は3代の天皇の都となった。
2. 藤原京には条坊制が敷かれ、王族・貴族が集住した。
3. 藤原京の中央には政務や儀礼の場として大極殿・朝堂院が造られた。
4. このように、天皇が住み政務の中心となる宮城と、官人や民衆が住み条坊制で区画された地域とからなる都の様子を都城制という。

—解答作成のプロセス—

本年度の第1問は、東大日本史においてよくみられる(1)、(2)などの文章がないが、あたえられた指定語句が解答作成のためのヒントになっている。本問で問われているのは、①藤原京がそれまでの都とどう違うかと②律令制の成立過程における意義である。このように整理して指定語句をみると、①について藤原京の前身として大王宮が、藤原京の特徴として条坊制・大極殿が使える、官僚制は②に関連して使えるだろうとおおよその判断がつく。

それでは、①と②についてそれぞれ詳しくみていこう。

①従来の都と藤原京の違い

まず藤原京の特徴を整理する。藤原京は天武天皇(位 673～686)が造営をはじめ、持統天皇(称制 686～689位 690～697)のもとで完成し、694年に遷都した。都の中心には、天皇が重要儀式を行う大極殿や重要な国家政務が行われる朝堂からなる朝堂院が置かれた。これらは礎石建築で、宮城としては初めて瓦葺屋根が採用された。こうした中央官庁の周囲には条坊制の京が造られ、有力な王族や貴族たちが集住した。こうして中国に倣った都城制の本格的・大規模な宮城が完成したのである。

ここで重要なのは、藤原京が天皇3代にわたる都となったことである。それまでの都は、天皇1代限りの大王宮で、天皇が変われば都も変わるのが一般であった。しかし藤原京は持統天皇・文武天皇(位 697～707)・元明天皇(位 707～715)の時代の都となり、新天皇が前天皇の都を引き継ぐという形が初めてとられた。

②律令制成立期における藤原京の歴史的意義

指定語句にある官僚制という言葉がヒントになる。

藤原京が造られた時期は、天武天皇を中心に律令制が確立されていった時代である。律令制において官人は組織的に体系化され、都には官人化した王族や貴族たちの居住空間が必要となった。こうして①で述べたように豪族たちが京に集住し、官僚制の整備を促進させるとともに政務の迅速化が可能となった。藤原京は、中央官庁の

周囲に官人たる豪族が集住し、朝堂院などに出仕して政務を行っていたという意味でも、中央集権体制を象徴する都であった。

以上をまとめて解答しよう。

また、設問に「使用した語句には必ず下線を引きなさい」とあるので、指定語句すべてに下線を引くのを忘れないよう注意したい。

—補足—

この設問に関しては特になし。

(下谷佳楠, 瀧拓也, 浦地智暉)

# 2018年度 東京大学 前期 日本史

## 第2問 室町幕府の財政と徳政令

出題範囲	中世の政治・社会史
難易度	★★☆☆☆
所要時間	得意：15分　ふつう：18分　苦手：20分
傾向と対策	2018年度の第2問は、室町幕府の財政の特徴や、徳政令発布による財政難の理由およびその打開策が問われた。リード文と教科書の記述をあわせて考えれば、比較的容易に記述すべき内容を導き出せたであろう。必要な要素を書き漏らさず、簡潔に解答をまとめられるかがカギとなる。設問Aのような「特徴」を問う問題では、前後の時期と比較することによって特筆すべき事項が見えてくることが多いので、このことを意識しながら問題を解くとよいだろう。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した  
解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★☆☆☆

#### 解答例

A室町幕府の財政基盤は、商工業が盛んであった京都で活動した土倉・酒屋といった金融業者などからの貨幣収入に依存していた。(59字)

#### 設問の要求

**字数** 2行以内(60字以内)

**主題** 室町幕府の財政の特徴

**条件** 室町幕府の所在地との関係に注目する

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 室町時代初頭には治安の悪化により土倉が荒廃し、幕府はその再興を目指した。
- (2) 室町幕府は、南北朝合体の翌年である1393年に土倉役・酒屋役の恒常的な課税を開始し、幕府の年中行事費用のうち年間6000貫文がここから支出された。

—知識として知っておきたいこと—

1. 室町時代の京都では、高利貸しを営む土倉や酒屋といった金融業者が活動した。
2. 室町幕府の所在地である京都は、全国の商工業の中心であった。

—解答作成のプロセス—

設問Aでは、室町幕府の財政の特徴を、幕府の所在地との関係に注目して述べることが求められている。室町幕府の所在地とは、もちろん京都である。

まず、室町幕府の財政について教科書に記述されている内容を思い出してみよう。幕府の収入源としては、幕府の直轄地である御料所からの収入、守護の分担金、地頭・御家人に対する賦課金、金融業者に課した土倉役・酒屋役、関銭・津料などの通行税、京都五山の僧への課税、日明貿易の利益、分一銭<sup>ぶいちせん</sup>などがあつた。また、朝廷・幕府の行事の際に守護を通じて全国に課される段銭・棟別銭などの臨時収入もあつた。

このうち、室町幕府の財政の特徴といえるものは何かを考えていく。「特徴」を考える場合は前後の時期と比較するのが有効な方法なので、ここでは同じ武家政権で類似点の多い鎌倉幕府と比較する。鎌倉幕府の財政基盤として重要だったのは将軍の所有する知行国（関東知行国）や荘園（関東御領）であり、そこから得られる米などの現物収入が幕府財政を支えていた。一方、室町幕府の直轄地とされる御料所は、実際には家臣や幕府と関係の深い寺社の所領であることが多く、幕府の財政基盤とすることは難しかった。室町幕府の財政を支えたのは、先に述べた土倉役・酒屋役や関船・津料など、商業・流通に課税することで得られる貨幣収入であつた。リード文(2)の「幕府の年中行事費用のうち年間6000文が土倉役・酒屋役から支出された」という記述からも、土倉役・酒屋役が幕府の重要な収入源となつていたことがわかる（年間6000文がどれくらいの金額なのかはリード文だけではわからないが、わざわざ情報として提示されていることから、年中行事費用の多くを土倉役・酒屋役がまかなつたと判断してよい）。

ここで、幕府の所在地との関係に注目するという条件を思い出すと、京都が全国の商工業・流通の中心であつたことが、上記のような貨幣収入に依存する財政を可能にしたことがわかるだろう。

以上をまとめて解答を作成する。

—補足—

リード文(1)の「室町幕府が成立当初から土倉の再興を目指していた」という記述からは、財政的に依拠できる荘園などをほとんどもたない室町幕府が、土倉・酒屋を支配下においてその経済力を利用することを早くから

考えていたと推測することができる。実際に、室町時代初めまでの土倉・酒屋は有力寺社の支配下にあることが多かったが、南北朝の合体を実現して権力を確立した幕府は京都の市政権を獲得し、土倉・酒屋を支配下に置いて土倉役・酒屋役<sup>1</sup>の賦課を開始した。この流れ自体は解答に含める必要はないが、土倉・酒屋が幕府の財政上非常に重要だったことがよくわかる。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

### 解答例

B 徳政令によって土倉・酒屋は債権を失い、幕府の土倉役・酒屋役収入は減少した。そのため幕府は分一徳政令<sup>2</sup>を発し、債権保護・債務破棄の代わりに分一銭を納入させることで収入を補おうとした。(90字)

### 設問の要求

字数 3行以内(90字以内)

主題 徳政令の発布が室町幕府に深刻な財政難をもたらした理由

幕府が財政難を打開するためにとった方策

### 解説

—リード文からわかること—

- (3) 正長・嘉吉の土一揆は、土倉の質物を奪ったり、借用証書を焼いたりするなどの実力行使におよび、嘉吉の土一揆では幕府に対して徳政令の発布も求めた。
- (4) 室町幕府は1441年、嘉吉の土一揆の要求を受けて徳政令を発布したが、この徳政令は幕府に深刻な財政難をもたらした。
- (5) 室町幕府は、1455年の賀茂祭の費用を「去年冬徳政十分の一、諸人進上分」によってまかなった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 室町幕府は分一徳政令を発し、債権額または債務額の10分の1または5分の1にあたる分一銭を納入することを条件に債権保護または債務破棄を認めた。

—解答作成のプロセス—

まず、リード文(3)、(4)を参考にしつつ、嘉吉の土一揆における徳政令の発布がなぜ幕府に深刻な財政難をもたらしたのかを考える。そもそも土一揆とは、室町時代中期に惣村の農民を中心として起こった一揆であり、徳政(借金帳消し)の要求を行うことが多かったことから徳政一揆ともよばれる。1428年の正長の土一揆(徳政一揆)では徳政を求める農民たちが京都の土倉・酒屋を襲い、質物や借用証書を奪ったため、その勢いに屈した畿内各地の領主・守護は私徳政(幕府非公認の徳政)を行った。そして、1441年の嘉吉の土一揆(徳政一揆)では数万人が京都を占拠して徳政を求め、幕府は山城国における徳政令を発布した。徳政とは借金帳消し、すなわち借りた側の債務破棄を意味するので、貸した側の土倉・酒屋は債権を失うことになる。土倉・酒屋が債権を失えば貸したお金は戻ってこないため、当然のことながら土倉・酒屋の経営は困窮し、幕府に納められる土倉役・

酒屋役も減少する。設問 A でみたように、土倉役・酒屋役は室町幕府の重要財源であったため、その減少は幕府の深刻な財政難に直結したのである。

次に、幕府がこの財政難を打開するためにとった方策について考えていく。まだ使用していないリード文(5)をみると、幕府が1455年の賀茂祭の費用を「去年冬徳政十分の一、諸人進上分」から捻出したと述べられている。リード文(2)において土倉役・酒屋役から支出されていた年中行事費用を、「去年冬徳政十分の一、諸人進上分」がまかなっていることから、この「去年冬徳政十分の一、諸人進上分」が土倉役・酒屋役の減少分を補ったと解釈できる。「徳政十分の一」という部分から、これは分一銭を指していると判断してほしい。分一銭とは、分一徳政令発布の際に債権者または債務者が幕府に納入する手数料である。分一徳政令とは、債権額または債務額の10分の1にあたる分一銭を幕府に納入すれば、債権保護または債務破棄を認めるという条件付きの徳政令のことである。幕府は分一銭を徴収することによって財政難を打開しようとしたのである。

以上をまとめて解答を作成する。

—補足—

分一徳政令は1454年の享徳の徳政一揆の際に初めて出され、当初は債務者が分一銭を納入すれば債務破棄を認めるという条件のみであった。しかし、分一銭を納入してまで債務を破棄しようとする者は少なく、分一銭を新たな財源とすることはできなかった。そこで翌年、債務者からの分一銭納入がない場合は、債権者の分一銭納入をもって債権保護を行うこととした。これ以降、幕府の徳政令は基本的には分一徳政令となった。

(金子智実, 瀧拓也, 浦地智暉)

# 2018年度 東京大学 前期 日本史

## 第3問 異国船打払令と江戸後期の外交事情

出題範囲	近世の外交史
難易度	★★☆☆☆
所要時間	得意：15分　ふつう：18分　苦手：20分
傾向と対策	第3問は、異国船打払令と当時の日本近海の情勢を考察する問題である。数個のヒントとなるリード文と教科書レベルの背景知識をもとに歴史を読み解くこの形式は、東京大学の日本史に特有かつ典型的なものである。こうした頻出の形式の問題に過去問演習を通して慣れることで、安定した得点源を確保することが合格への近道といえよう。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★☆☆☆

#### 解答例

A発令当時の異国船はほとんどが漁船であり、1810年以前に襲来した軍艦と比べて軍事的脅威は軽微であると幕府は認識していた。(59字)

#### 設問の要求

字数 2行以内(60字以内)

主題 当時の幕府の異国船に対する認識

#### 解説

—リード文からわかること—

(1) 1823年、太平洋の沖合に**イギリスの捕鯨船が現れている**。

- (2) 1824年、イギリスの捕鯨船の乗組員が大津浜に上陸した。
- (3) 老中が近海の異国漁船には格別の防備は不要、と述べた。
- (5) 1810年以降強化された沿岸防備が、打払令発令以降縮小されていく。

—知識として知っておきたいこと—

- 江戸幕府下の19世紀は、西欧列強の外圧が激化する時期である。
- 19世紀初頭にレザノフが来航し、ゴローウニン事件、フェートン号事件が発生する。
- 1837年にモリソン号事件が発生する。

—解答作成のプロセス—

初めに、設問の要求を把握する。「幕府は1825年に異国船打払令<sup>いこくせんうちはらいれい</sup>を発したにもかかわらず、防備の拡充を行わなかった。この背景にある幕府の異国船に対する認識はどういうものか。」という問題である。異国船打払令のような強硬な手段を外国船に対してとるのであれば、当然反撃・報復に備えて万全の防備体制を築かなければならないはずである。これと防備の拡充を行わなかったことは矛盾する。設問文の「にもかかわらず」という逆接は、この矛盾を指摘しているのだと考えられる。つまりこの一見矛盾した対応を根拠づける背景があり、その背景が問われているのだ。さらにその背景は「異国船に対する認識」とあるため、考察の対象はこの時代の異国船の態様・性質である。

では、当時の異国船について考える。リード文(1)(2)(3)からわかるように、この時代には漁船が日本近海に出没していた。ここで注目したいのは(3)の、「漁船には格別の防備は不要」なる認識である。そして、ここで背景知識として知っておきたいことが、江戸幕府下の19世紀は、「列強の外圧」という言葉で語られることが多いほどに日本に対する軍事的圧力が強かった時期とされているにもかかわらず、1808年のフェートン号事件、1811年のゴローウニン事件以降は1837年のモリソン号事件まで教科書におもだつた外圧に関する記述がないことである。ここでリード文(5)を考えると、両事件を受けて防備の拡充が行われ、それが1825年以降に縮小されていったのは、教科書に記述がないこの期間には実際にさしたる軍事的脅威がなかったからである、と推測できる。

以上から考えると、この時代の異国船はそのほとんどが漁船であったのだと考えられる。「すべて」という言葉を使うと一つでも例外があった場合誤りを記述したことになるので（「認識」を問われているので必ずしも史実と完全に一致しなければならないわけではないが）、「ほとんど」や「ほぼ」という語を使うほうがよいだろう。

さて、解答を組み立てるにあたって、「当時の異国船はほとんどが漁船であると幕府は認識していた。」だと、「A」を入れても29字であるので、他の要素を盛り込みたい。となれば、リード文(3)(5)からわかるように、1810年前後の防備体制と異国船打払令発令当時の防備体制との対比がこの問題の軸になっていることから考えて、「軍艦より軍事的脅威が軽微」ということを述べるとよいだろう。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

この問題は、「列強の外圧」という言葉1つで片付けられるこの時代に発令され、教科書でもその文脈で語られる異国船打払令が、実はその逆の背景から発令されたものであることをリード文から読み取らせる問題であった。教科書の知識を前提にしつつもリード文から新しい歴史見解を読み取らせ解答させる、東京大学の日本史らしい良問である。リード文を読む際には先入観をもたずに、まずは素直に内容を解釈することから始めよう。

## 設問 B 難易度：★★☆☆☆

### 解答例

B 異国漁船との密貿易の可能性が高まる中、民衆の異国民との私的な接触を断つことによって、キリスト教の禁止を徹底し、貿易や海外情勢に関する情報を幕府統制下に置く体制の維持を図った。(88字)

### 設問の要求

字数 3行以内(90字以内)

主題 幕府が民間の異国船との交流を改めて禁じた意図

### 解説

—リード文からわかること—

- (1) 1823年に水戸藩の漁師が密貿易の容疑で処罰されている。
- (4) 異国船打払令の発令と同時に、海上での民間船の異国船との接触が改めて禁じられた。

—知識として知っておきたいこと—

1. 江戸幕府はその初期から外交を「四つの口」に限定し、完全に幕府の統制下におく政策をとっていた。
2. 上記の政策の意図は、キリスト教禁止の強化や貿易・情報の統制・独占などである。

—解答作成のプロセス—

初めに設問の要求を確認する。幕府は異国船打払令の発令と同時に改めて異国船との私的な交流を禁ずる方針を明示した。本問ではその意図が問われている。ここで注意したいのは、単に「幕府が異国船と民間船の私的な交流を禁じた意図」が問われているのではないことだ。この問題では「なぜこのタイミングで、改めて禁止の方針が明示されたのか」も含めて考えなければならないのだ。

まず、そもそも幕府はなぜ民間の外国民との交流を禁じていたのかを整理しておく。第1には禁教政策に資するためである。豊臣秀吉(1537~98)政権の時代、秀吉は自らの一元的身支配体制を脅かす宗教的結合を恐れて、キリスト教を弾圧した(パテレン追放令等を確認しておこう)。しかし、その莫大な経済的利益ゆえに南蛮貿易を継続したために、それといたいとなって行われていた布教活動に歯止めをかけることができず、禁教政策は不徹底に終わった。こうした前例をもとに、江戸幕府は外交を完全に幕府の統制下におくことで禁教政策の徹底を図ったのである。そして第2には、貿易の統制である。前述のように、およそ前近代において貿易は莫

大な利益を生み出す利権であった。多数の有力藩を従わせつつ全国支配を遂行する上で、この利権の統制は必須のものであったといえよう。そして最後に、**外国に関する情報の独占**である。外国に関する情報は人々の興味を外国に向けさせ、日本においては絶対であるところの幕府の権威を相対化させ得るものであるため、この**情報の独占・統制は幕府権力の維持に不可欠な**ものであった。これらの点で、江戸幕府は外国との私的な交流を禁じていたのである。

では、「なぜ改めてこのタイミングで」禁止の法令が出されたのかを考える。これは設問Aの背景とリード文(1)を考察すれば明らかであろうが、この時代、**急増する外国漁船と密貿易を試みる民間船が現れていると考えられたから**である。リード文(1)は「嫌疑を受け」とあるように本当に密貿易があったかどうかは不明であるが、その可能性が高まっていたことは確実であるといっていよう。こうした時代背景のもとで禁止の法令が発令されたわけであるが、前述のような外交統制の体制は徳川家光の時代に完成したものであるため、解答にはその体制を「**維持する**」という言葉を使ったほうがより正確であろう。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

江戸時代の「四つの口」とよばれる外交統制は大学入試において頻出論点であるため、確実に知識をつけた上で自分なりの言葉でまとめられるようにしておこう。

(釈迦戸雅史, 瀧拓也, 金子智実)

# 2018年度 東京大学 前期 日本史

## 第4問 新教育勅語の模索と失敗

出題範囲	近代の政治・外交史
難易度	★★★★★
所要時間	得意：15分　ふつう：18分　苦手：20分
傾向と対策	第4問は、過去に新しい教育勅語が模索されたことについて考えさせ、その過程における時代背景と論理を問う問題である。ともにやや高度な背景知識を必要とし、Bは設問の解釈に幅があるなど、難易度は非常に高いといえる。ただこうした難問は、やや不十分な解答でも高得点が得られることが多いので、不十分な中でも思考力と知識を見せる解答を書きたい。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★★★

#### 解答例

A 外国人の内地雑居を認めた改正条約の発効を前に、日清戦争勝利に影響された排外的意識が国民の間に広がることを危惧し、諸外国の尊重を教育勅語に掲げて国民を教化するという対処を試みた。(90字)

#### 設問の要求

字数 3行以内(90字以内)

主題 西園寺公望の危惧したこと、およびそれへの対処

#### 解説

—リード文からわかること—

(1) 日清戦争後の西園寺公望(1849～1940)の新教育勅語案には、**条約改正の結果として外国人が日本の統治のも**

とに身を任せる時期も目前であるから、日本国民は外国人に寛容に接しなければならない、という趣旨の部分がかった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 日清戦争直前の1894年、日本はイギリスとの条約改正交渉に成功し、外国人の内地雑居を認める代わりに領事裁判権の撤廃を達成した。
2. 日清戦争後はその勝利や三国干渉の影響で、国内で排外主義的・国家主義的な思想が流行した。

—解答作成のプロセス—

初めに、設問の要求を整理する。設問はリード文(1)が西園寺公望の勅語案であることを示したうえで、西園寺の危惧と対処方法を問うている。明確には示されていないものの、この勅語案から察せられる危惧とその対処を答えさせたいのであろうとわかる。

まず要求されている西園寺の危惧した状況を考えたい。リード文には直接「危惧」を感じさせる内容はないが、注目したいのは、リード文の、条約改正の結果外国人が日本の統治のもとに入る時期も目前、という部分である。日清戦争後という時期とこの部分を考えれば、日英通商航海条約の発効の話であると思いつくことは難しくない。日英通商航海条約の内容は、領事裁判権の撤廃、外国人の内地雑居、関税率の引き上げ、相互対等の最恵国待遇である。この中でリード文のその部分と対応しているのは外国人の内地雑居と領事裁判権の撤廃である。

しかし、これを「危惧」につなげるのは少し難しい。そこでリード文から考察すると、西園寺は教育勅語に外国人に対する寛容の気風を盛り込もうとしていることがわかる。これが「対処」であるとすれば、この時代の日本人が外国人に対して寛容でない背景があるのではないかと考えられるわけである。

ここで思い出したいのは、当時の思想界の動向である。日清戦争前は民権派などのリベラルな思想と国家主義的な思想が同居していたが、日清戦争の勝利と三国干渉の影響で、この時代には国家主義的・排外主義的な思想が主流となるのである。例としては、徳富蘇峰とくとみ そほう(1863～1957)は日清戦争の前後で、平民的欧化主義から対外膨張論に転向している。このような思想界の潮流は雑誌などを通じて一般国民にも広がっていくのであるが、こうした思想のもとで日本国民が内地雑居した外国人に接すれば、問題が発生するのは必至である。西園寺はこの状況を危惧したのだとしてよいだろう。これへの対処として教育勅語に寛容の気風を盛り込もうとしたとして矛盾はない。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

領事裁判権の撤廃についてであるが、裁判所がこうした思想界の潮流に左右される度合いは一般の国民に比べて軽微であると推測されるため、解答ではふれないことにする。

## 設問 B 難易度：★★★★★

## 解答例

B 詔書によって教育方針を規定することは、たとえ平和主義・自由主義的内容でも、象徴天皇制を定めた最高法規である日本国憲法に反し、戦後の教育の民主化・地方分権化に逆行すると考えられた。(90 字)

## 設問の要求

字数 3 行以内(90 字以内)

主題 戦後、勅語が否定された理由

条件 日本国憲法との関連に注意する

## 解説

—リード文からわかること—

(2) 戦後には、従来の教育勅語が時代の潮流に適さないものとされ、平和主義を基調とした新たな教育勅語の制定が提案された。

—知識として知っておきたいこと—

1. 日本国憲法は最高法規とされ、これに反する法律や詔勅などを排除する、としている。
2. 日本国憲法上では、天皇は象徴に過ぎず政治的行為を行わないものとされた。
3. アメリカ教育使節団の改革によって、日本の教育の民主化・地方分権化が進められた。

—解答作成のプロセス—

初めに設問の要求を確認する。問題文には、「しかし新たな勅語は実現することなく、1948 年 6 月には国会で教育勅語の排除および失効確認の決議がなされた。そのようになったのはなぜか。」とある。この問題の問い方からすると、「そのように」の指示内容によって、「旧勅語が排除・失効確認された理由」、または「新勅語が実現しなかった理由、および旧勅語が排除・失効確認された理由」という 2 通りの問題の要求の解釈があり得る。問題作成者の意図はわからないが、後者への解答として成立するかたち答案を仕上げれば、充分性のある解答となるだろう。なお、条件として日本国憲法との関連に留意することが要求されていることに注意しよう。

では新勅語が実現しなかった理由を考えよう。新勅語はリード文にあるように、平和主義など戦後日本が目指した方針を示す方向で検討されていた。これを考えると新勅語は有益なものに思われる。にもかかわらず実現に至らなかった理由を考えるうえでヒントとなるのが、設問の条件である日本国憲法との関係である。帝国憲法は詔勅の存在や効力を是認する内容であったのに対し、日本国憲法は第 98 条 1 項でこれに反する法律などに加え詔勅をも排除するとし、最高法規性を定めている。さらに、日本国憲法は象徴天皇制を取り、天皇の政治的行為を禁じている。すなわち、勅語という形で教育内容を規定することは、その内容如何に関係なく、明らかに日本国憲法違反となるのである。

さらに考えたいのは、戦後の教育改革である。戦後來日したアメリカ教育使節団により教育改革が勧告されると、1947 年に民主主義的教育理念を定めた教育基本法が制定され、1948 年には教育の地方分権化を目指し教育

委員会法が公布されている。すなわち戦後の教育改革は、民主主義的・地方分権的な方向で実行されたのである。これを考えると、教育勅語はこうした方向性に逆行するものでもあったことがわかる。

以上のように考えると、「勅語」という形態そのものが否定されたのだとわかる。となれば解答は、旧勅語が廃止された理由を絞って述べる必要はなく、「たとえ平和主義的・民主主義的内容でも、」という形での留保を付け加えることで旧勅語・新勅語両方を考察したということを示すとよいだろう。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

この設問に関しては特になし。

(釈迦戸雅史, 瀧拓也, 下谷佳楠)